

令和8年度第1回 国土交通省東京航空局 総合評価委員会
審議概要

開催日及び場所	令和8年7月13日(月)九段第二合同庁舎地下1階東京航空局会議室
委員	委員長 廣渡 鉄 (弁護士) 委員 高田 和幸 (東京電機大学 教授) 委員 鎌田 裕美 (一橋大学大学院 教授)
内容	・ 1号議案審議
各委員からの意見・質問	別紙【議事要旨】のとおり
委員会による具申内容	技術提案評価型SI型について、試行段階ということで様々な課題が出てくると思うが、できるだけ早期に柔軟に対応し、より良い提案がされるような制度にしていきたい。

【議事要旨】各委員からの意見・質問

議事3. 1号議案

○東京航空局工事調達の総合評価落札方式に係る基本方針の改定

（ 質問 ）

技術提案評価型 S I 型における技術向上提案テーマについて、求める提案を 1 提案に限定しているのはなぜか。

（ 回答 ）

試行段階につき、S 型の運用を踏まえ、競争参加者に過度な負担とならないよう 1 提案としている。

（ 質問 ）

より良い技術が期待される場合に S I 型を適用するとのことだが、誰がどのように判定するのか。

（ 回答 ）

VE 審査委員会にて技術的難易度と仕様内容から判定する。

（ 質問 ）

「軽微な設計変更」とは、適用範囲を限定する要件なのか。

（ 回答 ）

設計図書全体を変更するのではなく、比較的軽微な一部分の変更という意味の表現である。

（ 質問 ）

一定の費用計上を認めることで、従来の S 型では提案されづらかった高度な提案を積極的に求めるというのが S I 型の趣旨なのか。

（ 回答 ）

そのとおりだが、予定価格 5%以内を上限とし、あくまでも最終的には発注者と受注者で協議した上で、設計変更にて費用計上することになる。提案の評価自体は、設計変更に関係なく行う。

（ 質問 ）

上限の範囲内となる技術向上提案がされた場合であっても、それを実現するのは難しい可能性もあるということか。

（ 回答 ）

そのとおり。

（ 質問 ）

申請者が新技術であると考え提案された内容であっても、発注者が既存の技術であると判断した場合は評価しない可能性もあるのか。

（ 回答 ）

そのとおり。あくまでも、発注者が求めるテーマに沿った技術向上提案がされていることを前提に評価する。

（ 質問 ）

技術向上提案として、工期の短縮につながる提案や、安全性の向上が期待される提案、脱炭素化に資する提案など多種多様な提案がされ则认为られ、これら进行评估するのはなかなか難しいと思うが、本当に発注者で評価するのか。

（ 回答 ）

これら全てに関する技術向上提案を求めるのではなく、各工事の実情に応じて発注者で適切に提案テーマを設定する。

（ 質問 ）

賃上げの実施を表明した企業に対する加点について、加算点の 3%以上の整数に変更するとのことだが、何の点数に対する 3%なのか。

（ 回答 ）

加算点合計に対する 3%である。

（ 質問 ）

未達成による減点とあるが、未達成とはいつ判明するのか。

（ 回答 ）

落札者の事業年度等の終了後に、達成していることを証明する書類を提出してもらい、その際に未達成と判断されれば次回以降の入札で減点となる。減点対象の期間は 1 年間となる。

○建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用に係る実施方針の改定

（ 質問 ）

WLB 等推進企業を評価する取組の実施について、これまで土木工事業・建築工事業 A 等級に限定していたのはなぜか。合理的な根拠があつて限定していたのか。

（ 回答 ）

平成 28 年の政府方針に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、まずは大規模工事を中心に先行導入し、制度の定着・効果検証を図るため、土木工事業・建築工事業 A 等級を対象に取組を進めてきた。今回の見直しは、さらなる取組拡大のため、全ての工事等へ適用範囲を拡大するものである。

以 上